

令和5年度寒河江市たばこ税対策活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たばこ税の確保を図るため、寒河江たばこ販売協議会が事業を行うのに要する経費に対して補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、市内でのたばこの購入を促す啓発宣伝その他のたばこ税の確保を図るために必要な事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で前条の事業に要する経費の2分の1以内の額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、交付申請書に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要とする書類

(実績報告)

第5条 補助金の交付を受けたものは、事業完了後1か月以内に実績報告書に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要とする書類

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（成績）書

（単位：円）

事業名	実施時期	事業費	備考
合計			

様式第2号（第4条関係）

取 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額
市補助金	
その他（ ）	
合 計	

2 支出の部

(単位:円)

事業名	予算額
合 計	

様式第3号（第5条関係）

収支決算書

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額	比較増減	備考
市補助金				
その他（　）				
合計				

2 支出の部

(単位:円)

事業名	予算額	決算額	比較増減	備考
合計				